建設緑政局関係議案資料
（その２）

議案第７４号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７５号

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例の制定について

建　設　緑　政　局

川崎市墓地条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○川崎市墓地条例

昭和31年３月30日条例第５号

目次

第１章　総則（第１条～第９条）
第２章　埋葬場所及び碑石、形像等の設置場所（第10条～第17条）
第３章　雑則（第18条～第21条）
附則

第１章　総則

（設置）

第１条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による埋葬又は埋蔵の施設として本市に墓地を設置する。

２　墓地の名称、位置及び形式は、次のとおりとする。

名称	位置	形式
川崎市緑ケ丘霊園	川崎市高津区下作延1,241番地	一般墓所
川崎市早野聖地公園	川崎市麻生区早野732番地	一般墓所
		壁面型墓所
		芝生型墓所
		集合個別型墓所

（指定管理者）

第１条の２　市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に墓地の管理を行わせる。

（１）　墓地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

（２）　事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（３）　事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する

改正前

○川崎市墓地条例

昭和31年３月30日条例第５号

目次

第１章　総則（第１条～第９条）
第２章　埋葬及び碑石、形像類の設置場所（第10条～第17条）
第３章　雑則（第18条～第21条）
附則

第１章　総則

（設置）

第１条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による埋葬又は埋蔵の施設として本市に墓地を設置する。

２　墓地の名称、位置及び形式は、次のとおりとする。

名称	位置	形式
川崎市緑ケ丘霊園	川崎市高津区下作延1,241番地	一般墓所
川崎市早野聖地公園	川崎市麻生区早野732番地	一般墓所
		壁面型墓所
		芝生型墓所
		集合個別型墓所

改正後	改正前
こと。 ２　前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。 ３　市長は、第１項の指定をしたときは、その旨を告示する。 （指定管理者が行う管理の基準） 第１条の３　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、墓地の管理を行わなければならない。 （指定管理者が行う業務の範囲） 第１条の４　指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 （１）　墓地の施設及び設備の維持管理に関すること。 （２）　前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務	
（利用の目的） 第２条　墓地は、墳墓の用に供する目的以外に利用することはできない。ただし、碑石、形像等の建設その他墳墓及び祭祀に伴う利用については、この限りでない。	（使用の目的） 第２条　墓地は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。ただし、碑石、形像類の建設その他墳墓及び祭祀にともなう使用については、この限りでない。
（利用の許可） 第３条　墓地を利用しようとする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。	（使用の許可） 第３条　墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。
（利用者の資格） 第４条　墓地を利用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対しても、利用を許可することができる。 ２　前項に定めるもののほか、埋葬場所を利用しようとする者は、墳墓の祭祀を主宰すべき者でなければならない。	（使用者の資格） 第４条　墓地を使用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対しても、使用を許可することができる。 ２　前項に定めるもののほか、埋葬場所を使用しようとする者は、墳墓の祭祀を主宰すべき者でなければならない。
（利用者の承継） 第５条　墓地の利用は、埋葬場所については、祭祀の承継人が、その原因発生後直ちに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。	（使用者の承継） 第５条　墓地の使用は、埋葬場所については、祭祀の承継人が、その原因発生後直ちに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。

改正後	改正前
（設備制限等） 第６条　指定管理者は、第３条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、規則の定める範囲内において、利用場所について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他の負担を負わせることができる。	（設備制限及び費用負担） 第６条　市長は、使用許可をした者（以下「使用者」という。）に対し、使用場所について制限又は条件をつけ若しくは維持管理上必要な設備その他の負担を負わせることができる。
（利用場所の返還） 第７条　利用者は、利用場所が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、その場所を原状に復し、本市に返還することができる。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。	（使用場所の返還） 第７条　使用者は、使用場所が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、その場所を原状に復し、本市に返還することができる。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。
（利用場所等の変更又は返還命令） 第８条　市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、利用場所又は所在物件につき、変更又は返還させることができる。 ２　前項の規定により変更又は返還させたときは、市長は、換地又は補償料を交付する。 ３　前項の規定によりがたい事情があるときは、既納の使用料を還付する。	（使用場所等の変更又は返還命令） 第８条　市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用場所又は所在物件につき、変更又は返還させることができる。 ２　前項の規定により変更又は返還させたときは、市長は、換地又は補償料を交付する。 ３　前項の規定によりがたい事情があるときは、既納の使用料を還付する。
（利用許可の取消） 第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、墓地の利用許可を取り消すことができる。 （１）　埋葬場所の利用者が死亡した日から起算し、３年を経過しても祭祀を承継する者がないとき。 （２）　埋葬場所の利用者が許可を受けた日から利用しないで２年を経過したとき。 （３）　埋葬場所の利用者が３年間管理料を納めないとき。 （４）　墓地の利用者が許可を受けた目的以外に利用したとき。 （５）　利用者が利用場所を転貸したとき。 （６）　この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。 ２　前項の規定により利用許可を取り消されたときは、利用者は、直ちにその場所を原状に復して、本市に返還しなければならない。	（使用許可の取消） 第９条　次の各号の一に該当する場合は、市長は、墓地の使用許可を取り消すことができる。 （１）　埋葬場所の使用者が死亡した日から起算し、３年を経過しても祭祀を承継する者がないとき。 （２）　埋葬場所の使用者が許可を受けた日から使用しないで２年を経過したとき。 （３）　埋葬場所の使用者が３年間管理料を納めないとき。 （４）　墓地の使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 （５）　使用者が使用場所を転貸したとき。 （６）　この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。 ２　前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は、直ちにその場所を原状に復して、本市に返還しなければならない。

改正後

３　利用者が前項の措置を行わなかった場合は、市長がこれをなし、その費用は義務者から徴収する。

第２章　埋葬場所及び碑石、形像等の設置場所

（面積の限度）

第10条　一般墓所及び碑石、形像等の設置場所の面積は、次の限度により市長が許可する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、一般墓所の跡地を更に一般墓所として利用する場合に限り、その面積を超えて許可することができる。

（１）　一般墓所

１箇所　24平方メートル以内

（２）　碑石、形像等の設置場所

１箇所　30平方メートル以内

（利用箇所の制限）

第11条　埋葬場所の利用は、利用者１人につき１箇所とする。ただし、埋葬の余地がない場合は、この限りでない。

（使用料）

第12条　使用料は、次により許可の際徴収する。

（１）　埋葬場所

区分		単位	金額
川崎市緑ケ丘霊園	一般墓所	１平方メートルにつき	250,000円
川崎市早野聖地公園	一般墓所	１平方メートルにつき	165,000円
	壁面型墓所	１箇所につき	1,403,000円
	芝生型墓所	１箇所につき	1,304,000円
	集合個別型墓所	１箇所につき	717,000円

（２）　碑石、形像等の設置場所

区分	単位	金額
川崎市緑ケ丘霊園	１平方メートルにつき	250,000円

改正前

３　使用者が前項の措置を行なわなかった場合は、市長がこれをなし、その費用は義務者から徴収する。

第２章　埋葬及び碑石、形像類の設置場所

（面積の限度）

第10条　一般墓所及び碑石、形像類の設置場所の面積は、次の限度により市長が許可する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、一般墓所の跡地を更に一般墓所として使用する場合に限り、その面積を超えて許可することができる。

（１）　一般墓所

１箇所　24平方メートル以内

（２）　碑石、形像類の設置場所

１箇所　30平方メートル以内

（使用個所の制限）

第11条　埋葬場所の使用は、使用者１人につき１個所とする。ただし、埋葬の余地がない場合は、この限りでない。

（使用料）

第12条　使用料は、次により許可の際徴収する。

（１）　埋葬場所

区分		単位	金額
川崎市緑ケ丘霊園	一般墓所	１平方メートルにつき	250,000円
川崎市早野聖地公園	一般墓所	１平方メートルにつき	165,000円
	壁面型墓所	１個所につき	1,403,000円
	芝生型墓所	１個所につき	1,304,000円
	集合個別型墓所	１個所につき	717,000円

（２）　碑石、形像類の設置場所

区分	単位	金額
川崎市緑ケ丘霊園	１平方メートルにつき	250,000円

改正後

川崎市早野聖地公園	１平方メートルにつき	165,000円

（市外居住者の使用料）

第13条　第４条第１項ただし書により、本市以外に住所を有する者に利用を許可するときは、その使用料は、前条に定める使用料の５割増とする。

（使用料等の減免）

第 14 条　市長は、相当の理由により必要がある場合においては、墓地の使用料、管理料その他の料金を減免することができる。

（許可証の交付等）

第15条　埋葬場所の利用者には、利用許可証を交付する。

２　壁面型墓所、芝生型墓所及び集合個別型墓所の利用許可証の有効期間は、10年とする。

３　第５条の規定による承継をした利用者若しくは壁面型墓所、芝生型墓所若しくは集合個別型墓所の利用許可証の更新を受けようとする利用者又は利用許可証を紛失した者は、利用許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。

４　利用許可証を書き換え、又は再交付する場合は、次の表に定める手数料を徴収する。

区分	単位	金額
利用許可証の書換え	１件につき	1,300円
利用許可証の再交付	１件につき	500円

（管理料）

第16条　利用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、次の表に定める管理料を納入しなければならない。

区分	単位	金額
一般墓所	１平方メートルにつき	年額　700円
壁面型墓所	１箇所につき	年額　7,200円
芝生型墓所	１箇所につき	年額　7,200円
集合個別型墓所	１箇所につき	年額　4,100円

改正前

川崎市早野聖地公園	１平方メートルにつき	165,000円

（市外居住者の使用料）

第13条　第４条第１項ただし書により、本市外に住居を有する者に使用を許可するときは、その使用料は、前条に定める使用料の５割増とする。

（使用料等の減免）

第14条　市長は、相当の理由により必要がある場合においては、墓地の使用料、管理料その他の料金を減免することができる。

（許可証の交付等）

第15条　埋葬場所の使用者には、使用許可証を交付する。

２　壁面型墓所、芝生型墓所及び集合個別型墓所の使用許可証の有効期間は、10年とする。

３　埋葬場所の承継使用者若しくは壁面型墓所、芝生型墓所若しくは集合個別型墓所の許可証の更新を受けようとする使用者又は許可証を紛失した者は、使用許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。

４　使用許可証を書き換え、又は再交付する場合は、次の表に定める手数料を徴収する。

区分	単位	金額
使用許可証の書換え	１件につき	1,300円
使用許可証の再交付	１件につき	500円

（管理料）

第16条　使用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、次の表に定める管理料を納入しなければならない。

区分	単位	金額
一般墓所	１平方メートルにつき	年額　700円
壁面型墓所	１個所につき	年額　7,200円
芝生型墓所	１個所につき	年額　7,200円
集合個別型墓所	１個所につき	年額　4,100円

改正後	改正前
２　前項の管理料の計算に際して１平方メートル未満は、１平方メートルとみなす。	２　前項の管理料の計算に際して１平方メートル未満は、１平方メートルとみなす。
（使用料及び管理料の不還付）	（使用料及び管理料の不還付）
第17条　既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、埋葬場所の利用者が利用許可を受けた後３年以内にその場所の全部を返還したときは、既納使用料の半額を還付する。	第17条　既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、埋葬場所の使用者が使用許可を受けた後３年以内にその場所の全部を返還したときは、既納使用料の半額を還付する。
第３章　雑則	第３章　雑則
（改葬等）	（無縁墳墓の改葬）
第18条　市長は、埋葬場所の利用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。	第18条　市長は、埋葬場所の使用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。
２　前項による墳墓改葬前に、その場所の利用許可を受けていた者の親族又は縁故者が利用しようとするときは、市長は、これを許可することができる。	２　前項による墳墓改葬前に、その場所を従前使用者の親族又は縁故者が使用しようとするときは、市長は、これを許可することができる。
（土地の一時利用）	（土地の一時使用）
第19条　利用者がその利用に伴う工事その他の必要により、墓地内の土地を一時利用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。	第19条　使用者がその使用に伴う工事その他の必要により、墓地内の土地を一時使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
２　前項の一時利用の期間は、市長が特に必要と認める場合のほかは、１月を超えることができない。	２　前項の使用期間は、市長が特に必要と認める場合のほかは、１月を超えることができない。
３　第１項の一時利用については、１平方メートルにつき１月（１月未満は、１月に切り上げる。）500円の使用料を徴収する。	３　第１項の一時使用については、１平方メートルにつき１月（１月未満は、１月に切り上げる。）500円の使用料を徴収する。
（罰則）	（罰則）
第20条　墓地内の土地、施設物又は樹木を損傷し、又は許可なくして利用した者は、50,000円以下の過料を科する。	第20条　墓地内の土地、施設物又は樹木を損傷し、又は許可なくして使用した者は、50,000円以下の過料を科する。
（その他必要事項）	（その他必要事項）
第21条　この条例施行について必要な事項は、市長が別に定める。	第21条　この条例施行について必要な事項は、市長が別に定める。
附　則	附　則
１　この条例は、昭和31年４月１日から施行する。	１　この条例は、昭和31年４月１日から施行する。
２　川崎市墓地使用条例（昭和18年川崎市条例第６号。以下「旧条例」とい	２　川崎市墓地使用条例（昭和18年川崎市条例第６号。以下「旧条例」とい

改正後	改正前
う。）は、廃止する。 ３　この条例施行の際、現に墓地の使用許可を受けている者は、この条例によって許可を受けたものとみなす。 ４　旧条例第10条の規定により、掃除料を納入した者に対しては、昭和31年４月１日から市長の定める期間内に、この条例施行の際現に使用する者の請求により、既納の掃除料の全額を還付し、第16条の規定による管理料を徴収する。	う。）は、廃止する。 ３　この条例施行の際、現に墓地の使用許可を受けている者は、この条例によって許可を受けたものとみなす。 ４　旧条例第10条の規定により、掃除料を納入した者に対しては、昭和31年４月１日から市長の定める期間内に、この条例施行の際現に使用する者の請求により、既納の掃除料の全額を還付し、第16条の規定による管理料を徴収する。

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市霊堂条例 昭和40年３月30日条例第15号 （設置） 第１条　焼骨（遺髪、その他これに類するものを含む。以下同じ。）の収蔵施設として霊堂を次のように設置する。 名称　川崎市緑ケ丘霊堂 位置　川崎市高津区上作延33番地 （指定管理者） 第１条の２　市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に霊堂の管理を行わせる。 （１）　霊堂の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 （２）　事業計画書の内容が、霊堂の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 （３）　事業計画書の内容に沿った霊堂の管理を安定して行う能力を有すること。 ２　前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。 ３　市長は、第１項の指定をしたときは、その旨を告示する。 （指定管理者が行う管理の基準） 第１条の３　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、霊堂の管理を行わなければならない。 （指定管理者が行う業務の範囲） 第１条の４　指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 （１）　霊堂の利用許可に関すること。 （２）　霊堂の施設及び設備の維持管理に関すること。 （３）　前２号に掲げるもののほか、霊堂の管理に関する事務のうち、市長	○川崎市霊堂条例 昭和40年３月30日条例第15号 （設置） 第１条　焼骨（遺髪、その他これに類するものを含む。以下同じ。）の収蔵施設として霊堂を次のように設置する。 名称　川崎市緑ケ丘霊堂 位置　川崎市高津区上作延33番地

改正後	改正前
が必要と認める業務	
（利用の許可）	（使用の許可）
第２条　霊堂を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。	第２条　霊堂を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
２　指定管理者は、前項の許可に霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。	２　市長は、前項の許可に霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
３　指定管理者は、第１項の許可をしたときは、利用許可証を交付する。	３　市長は、第１項の許可をしたときは、使用許可証を交付する。
（申込者の資格）	（申込者の資格）
第３条　霊堂の利用の申込みができる者は、本市の区域内に住所を有する者であって、祭祀（し）を主宰するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	第３条　霊堂の使用の申込みができる者は、本市の区域内に住所を有する者であって、祭祀（し）を主宰するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
（利用期間）	（使用期間）
第４条　霊堂の利用期間は、20年とする。	第４条　霊堂の使用期間は、20年とする。
（使用料）	（使用料）
第５条　第２条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可の際、使用料として、１体につき、32,000円を納付しなければならない。	第５条　第２条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可の際、使用料として、１体につき、32,000円を納付しなければならない。
２　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	２　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
３　既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。	３　既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
（許可の更新）	（許可の更新）
第６条　指定管理者は、利用者が利用期間の満了の日までに引き続き霊堂を利用することを申し出たときは、許可の更新をすることができる。	第６条　市長は、使用者が使用期間の満了の日までに引き続き霊堂を使用することを申し出たときは、許可の更新をすることができる。
２　第２条第２項及び第３項並びに前２条の規定は、前項の許可の更新について準用する。	２　第２条第２項及び第３項並びに前２条の規定は、前項の許可の更新について準用する。
（利用者の地位の承継）	（使用者の地位の承継）
第７条　利用者が死亡したときその他必要があると認められるときは、当該	第７条　使用者が死亡したときその他必要があると認められるときは、当該

改正後	改正前
利用者に代わって祭祀を主宰する者が、その地位を承継することができる。	使用者に代わって祭祀を主宰する者が、その地位を承継することができる。
２　前項の規定により利用者の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。	２　前項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
（変更の届出）	（変更の届出）
第８条　利用者は、氏名又は住所に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。	第８条　使用者は、氏名又は住所に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（利用許可証の再交付）	（使用許可証の再交付）
第９条　利用者は、利用許可証を紛失し、又は汚損したときは、再交付を受けなければならない。	第９条　使用者は、使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、再交付を受けなければならない。
（手数料）	（手数料）
第10条　市長は、利用許可証が再交付されるときは、１件につき、300円の手数料を徴収する。	第10条　市長は、使用許可証を再交付するときは、１件につき、300円の手数料を徴収する。
（許可の取消し）	（許可の取消し）
第11条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第２条第１項の許可（第６条第１項の許可の更新を含む。）を取り消すことができる。	第11条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第２条第１項の許可（第６条第１項の許可の更新を含む。）を取り消すことができる。
（１）　許可の条件に違反したとき。	（１）　許可の条件に違反したとき。
（２）　偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。	（２）　偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
（３）　前２号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	（３）　前２号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
（焼骨の引取り）	（焼骨の引取り）
第12条　利用者は、利用期間が満了したとき、又は前条の規定により許可が取り消されたときは、その日から30日以内に焼骨を引き取らなければならない。	第12条　使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条の規定により許可が取り消されたときは、その日から30日以内に焼骨を引き取らなければならない。
（焼骨の返還）	（焼骨の返還）
第13条　利用者は、焼骨の返還を受けようとするときは、利用許可証を提出しなければならない。	第13条　使用者は、焼骨の返還を受けようとするときは、使用許可証を提出しなければならない。

改正後	改正前
（改葬） 第14条　市長は、利用者が第12条に規定する期間内に焼骨を引き取らないとき、又は利用者が死亡した場合において、当該利用者の地位を承継する者がいないときは、規則で定める場所に改葬することができる。 （委任） 第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附　則 中略 附　則（平成23年12月16日条例第38号） （施行期日） １　この条例は、規則で定める日から施行する。（平成24年３月30日規則第37号で平成24年４月１日から施行） （経過措置） ２　この条例の施行の際現に改正前の条例第２条第１項の許可を受けている者については、なお従前の例による。	（改葬） 第14条　市長は、使用者が第12条に規定する期間内に焼骨を引き取らないとき、又は使用者が死亡した場合において、当該使用者の地位を承継する者がいないときは、規則で定める場所に改葬することができる。 （委任） 第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附　則 中略 附　則（平成23年12月16日条例第38号） （施行期日） １　この条例は、規則で定める日から施行する。（平成24年３月30日規則第37号で平成24年４月１日から施行） （経過措置） ２　この条例の施行の際現に改正前の条例第２条第１項の許可を受けている者については、なお従前の例による。

「川崎市営霊園」への指定管理者の導入に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1　パブリックコメント実施の経過

市営霊園（緑ケ丘霊園、早野聖地公園）では利用者の皆様の更なるサービス向上を図るため、民間活力を用いた指定管理者制度の導入を検討しています。

指定管理者制度の導入による、民間事業者の持つノウハウ、創意工夫により柔軟できめ細かいサービスが期待できます。

つきましては、よりよい市営霊園を目指すため、川崎市パブリックコメント手続条例に基づき、平成２５年２月２６日（火）から３月２７日（水）までの間、市民の皆様のご意見を募集しましたので、その結果を次の通り公表いたします。

2　意見募集の概要

題名	「川崎市営霊園」への指定管理者制度の導入について
意見募集の周知方法	市政だより、ホームページ、 資料の設置（川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ、建設緑政局緑政部霊園事務所、早野聖地公園）
意見の募集期間	平成２５年２月２６日（火）から 平成２５年３月２７日（水）まで　（３０日間）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
結果の公表方法	ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所

3 意見件数

	意見提出数	意見件数	意見提出者数
電子メール	０　通	０　件	０　人
ＦＡＸ	０　通	０　件	０　人
郵送	１　通	７　件	１　人
計	１　通	７　件	１　人

4 ご意見への対応

パブリックコメントで頂いたご意見は、計画に基づく取組を進める中で検討するものや、計画案の内容を説明・確認するものであり、今後の霊園行政を進めるうえで参考とすべきご意見でございましたので、今後の事業推進に活かすこととして、当初の方針に沿って「川崎市営霊園」への指定管理者制度の導入を進めてまいります。

【ご意見に対する市の考え方の区分】

Ａ　ご意見を踏まえ、計画の内容に反映させたもの
Ｂ　計画案の趣旨に沿った意見であるもの
Ｃ　計画に基づく取組を進める中で検討するもの
Ｄ　計画案や施策に対する要望等であり、計画案や施策の内容を説明・確認するもの
Ｅ　その他、計画案以外のご要望や、今後の霊園行政を進めるうえでの参考意見とするもの

【ご意見の項目と対応区分】

項　　目	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	計
市営霊園の運営管理に関すること	０	０	２	１	０	３
その他（霊園行政に対するご要望、参考意見）	０	０	０	０	４	４
合　　計	０	０	２	１	４	７

5　市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（１）市営霊園の運営管理に関すること（３件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	霊園内の長期間更地の状態の墓地について、名前や当選番号などの表示をしてはどうか。きめ細かいチェックをして、適正な管理をお願いしたい。	現在、墓所内の維持管理につきましては、墓地使用者が行うこととしており、墓所内に使用者の氏名、当選番号等を市が表示することは、個人情報の問題から難しいと考えております。 しかしながら、使用許可後の墓所が更地のまま荒れてしまうことは、他の墓所に迷惑がかかるため、管理料が払われず縁故者の見つからない墓所につきましては、墓所の整理・再募集に向け、無縁改葬の手続きに着手したところでございます。指定管理者導入後も無縁改葬の手続きを進め、適正な管理に努めてまいります。	C
2	利用者が憩い癒され、心の潤いをもたらされる環境の場となり、人々が集まることのできる霊園として欲しい。ただし、経費をかけ、便利さだけを求め、特に生息する動植物への無関心、自然への理解を欠いた日常管理の結果、自然を壊すような整備管理はやめてもらいたい。指定管理者には、これらの自覚と市による指導の徹底を希望する。	日常の維持管理にあたっては、園内に生息する動植物への影響につきまして、生物多様性の観点から自然環境に十分配慮するよう、指定管理者に指導を徹底してまいります。	C
3	指定管理者制度とはどのような組織、運営を目指すのか。	指定管理者制度とは、本市から指定を受けた事業者が公の施設の管理運営を行うものです。事業者のノウハウを活用した創意、工夫による効率的な運営やお客様への更なるサービス提供として自主事業を行うことが可能となります。 また、指定管理者の募集は、公募を予定しておりまして、出資法人のほか、私企業、民法法人、ＮＰＯ法人を問わず団体が応募可能です。霊園業務に精通し、安定かつ継続性を持った、霊園事業のサービス向上に資する事業者の選定をしてまいりたいと考えております。	D

（２）その他（霊園行政に対するご要望や参考意見について）（４件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
４	現行の市営墓地募集の申込区分の中に、市の発展に貢献した住民に、また、市を故郷として長年居住している人達に報いる意味で、「資格Ⅲ、在住３０年以上、及び落選５回以上」等の枠を新たに設けることを提案する。	市営霊園の墓地募集につきましては、供給数に限りがあることから市民の方に限定しており、墓地の公募、抽選において、ご遺骨が自宅にある方を優先しております。また、ご遺骨が自宅にある方で、落選回数４回以上の方を優遇する制度を設けております。 在住年数による優遇につきましては、現在実施中の優遇措置制度とのバランスをとる必要がございますが、今後の墓地募集について、検討するうえでの参考意見とさせていただきます。	E
５	緑ヶ丘霊園の桜について、老木や台風による倒木で伐採された切り株から出た新芽が切り捨てられているが、費用がかかることもあると思うが、これを育てるなり、移植するなりして桜並木を維持してもらいたい。	緑ヶ丘霊園の桜については調査の結果、老木により倒木の危険性があるものをやむを得ず伐採したものでございます。今後、桜並木の再生を検討してまいりたいと存じます。 また、園内に生息する動植物への影響につきましては、桜の再生と併せて、今後、整備・補修を行っていく際の参考とさせていただきます。	E
６	１１０区付近の溜め池、１１１区付近の溜まり池について、池や水辺といった水の要素は重要な意味があり、貴重な環境なので、もう少し手を入れて、動植物が生息できる環境づくりをしてもらいたい。		E
７	緑ヶ丘霊園内に長年、車両が止められ人が生活している。霊園の関係者なのか。管理を明確にしてもらいたい。	緑ヶ丘霊園内のホームレスの方々への対応につきましては、これまで霊園事務所や公園管理課職員が数回にわたり面談を行い、区役所保護課や自立支援センターを紹介するなど、退去並びに自立支援に向けての指導をしてまいりましたが、まだ退去には至っていないところでございます。 ホームレスの方々については、人権上の配慮も必要なことから、強制的に退去させることは難しいのが実情でございますが、今後とも退去に向けて粘り強く指導をおこなってまいります。	E